

事務局説明資料

(ダークプール取引の透明化等に向けた対応策)

第19回WG(平成31年2月19日)での議論

◆ ダークプール取引における課題

今後個人投資家向けダークプールの拡大が見込まれる中で検討すべき課題として

- ✓ ダークプールを経由した注文の把握
- ✓ ダークプール運営情報の開示等
- ✓ 価格改善の実効性の確保

についてご議論いただいた

◆ 委員からいただいた主なご意見

- ダークプール取引数量の把握に向けた手当てを進めるべき
- 個人投資家・機関投資家の別、ダークプール取引への理解度、価格改善に対する期待度等、顧客の属性・ニーズに応じて、適切な説明・対応を行うべき
- 特に個人投資家について、ダークプール取引について十分な理解なく利用しているおそれがある
- 現段階では、市場規制ではなく、業者規制の一環として手当てるべき

ダークプール取引の透明化等に向けた対応策

1. ダークプールを経由した注文の把握

東証において市場規模を把握できるよう、東証の立会外市場(TOSEN eT)に注文を出す際、ダークプールで対当した注文であることを明示させる。

2. ダークプールへの回送条件・運営情報の説明

顧客保護の観点から、顧客からの注文をダークプール※に回送する金融商品取引業者(ダークプール回送者)に、以下を求める。

※ 自社で運営するものを含む。

- 回送先であるダークプールの運営状況を把握すること
- ダークプールへの回送条件や運営情報(運営者の会社情報・参加者情報等)について、顧客の知識・経験等を踏まえた適切な説明を行うこと

3. 価格改善の実効性の確保

顧客・当局から求めがあった場合に、事後に価格改善の状況の確認ができるよう、ダークプール回送者に、ダークプールにおける対当状況(時刻・価格)の記録・保管を求める(顧客が価格改善よりも優先する事項がある場合を除く。)。



今後、事業者等へのヒアリングを踏まえ、内閣府令や監督指針の改正を検討。